

令和8年（フ）第875号

東京都西多摩郡日の出町大字大久野117番地2

破産者 笠原 信幸

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第914号

東京都三鷹市下連雀三丁目44番13号

破産者 株式会社マツヤ工務店

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第915号

東京都三鷹市下連雀3丁目44番13—501号

破産者 清水 長文

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1123号

東京都調布市小島町2丁目16番地6 スターレジデンスB203号室

破産者 福永 周大

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第15号

山梨県上野原市コモアしおつ4—39—2

破産者 株式会社クラリティ

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

甲府地方裁判所都留支部破産係

令和8年（フ）第95号

長野県安曇野市豊科4312番地6

破産者 株式会社愛corporation

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所松本支部

令和7年（フ）第48号

岐阜県美濃加茂市下米田町西脇123番地6

破産者 小栗 和昭

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岐阜地方裁判所御嵩支部

令和7年（フ）第459号

静岡市清水区堀込39番地の2

破産者 有限会社三幸冷熱

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第999号

最後の住所 愛知県犬山市長者町5丁目219番地、開始決定時の住所 愛知県小牧市久保一色東1丁目71番地1 住宅型有料老人ホーム綺羅星内、住民票上の住所愛知県犬山市宇本町39番地

破産者 小河屋こと小河屋酒店こと 亡小河一雄相続財産

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第14号

愛知県豊田市竜神町飛越94番地14

破産者 株式会社丸福製菓

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第241号

愛知県刈谷市板倉町三丁目4番地3

破産者 フジエンジニア株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年（フ）第1708号

大阪市阿倍野区松崎町3丁目16番19号905号

破産者 株式会社スプリント

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第6706号

大阪府東大阪市加納7丁目25番7号

破産者 株式会社ハウスファクトリー

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2174号

大阪府四條畷市中野3丁目5番46号

破産者 増岡紙工業株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2176号

大阪府四條畷市中野3丁目5—46

破産者 株式会社エイチエム

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第1175号

大阪府富田林市梅の里四丁目25番3号

破産者 株式会社近畿土木工業

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年（フ）第317号

堺市北区北花田町四丁122番地7—C号

破産者 株式会社神斗

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年（フ）第1082号

兵庫県三田市富士が丘五丁目10番地13

破産者 株式会社クエストワークス

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第108号

神戸市須磨区飛松町一丁目1番10号

破産者 有限会社Whole9

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第303号

兵庫県明石市大久保町ゆりのき通2丁目3番地の5 1—205号、商業登記簿上の本店所在地大阪府堺市西区鳳中町三丁83番地2

破産者 株式会社ZERO—ONE

- 1 決定年月日 令和8年9月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和8年（フ）第43号

北海道帯広市西3条南8丁目19番地

破産者 株式会社河野産業（屋号・別名称 茶の河野園）

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年（フ）第202号

青森県八戸市小中野五丁目10番31—4号

破産者 YamaKatsu株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月16日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

青森地方裁判所八戸支部破産係